

ケアマネ、主任ケアマネ 資格取得・更新費用の補助を行っています！

対象者

介護支援専門員 主任介護支援専門員どちらかの資格を取得又は更新し、
現在市内の介護サービス事業所で就労中の方

条件

- ・市町村税（住所地）の滞納がないこと
- ・補助対象経費の支払が終わっていること
- ・補助対象経費について他の補助を受けていないこと

対象経費

- ① ケアマネ実務研修受講試験の受験料
- ② ケアマネ実務研修・主任ケアマネ研修の受講料
- ③ 更新研修（専門研修課程Ⅰ・Ⅱ）の受講料
- ④ 主任ケアマネ更新研修の受講料
- ⑤ 再研修の受講料
- ⑥ 研修の実施機関が指定した教材の費用

補助内容

補助の対象となる経費の50%に相当する額（上限5万）

- | | |
|----------------|-------|
| ・介護支援専門員 | 5万円 |
| ・主任介護支援専門員 | 2.9万円 |
| ・更新研修前期（専門研修Ⅰ） | 3万円 |
| ・更新研修後期（専門研修Ⅱ） | 3万円 |
| ・再研修 | 3万円 |

申請に必要な書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 資格取得又は資格更新したことを証する書類の写し
- ③ 就業証明書
- ④ 補助対象経費の領収書
- ⑤ 市町村税の滞納がないことを証する書類

（納税証明書など）



資格取得費用等の補助のながれ

step1

受講する

介護支援専門員または主任介護支援専門員の資格取得もしくは更新をする

step2

就労する

市内の介護サービス事業所等で**3か月以上継続して勤務**する

step3

申請する

市に申請書類を提出する

step4

請求する

交付決定通知が届いたら**市に交付請求書を提出する**

◇市内介護事業所に就労している方

条件1: 研修終了以前より現在の事業所に就労している

3か月以上

条件2: 研修終了後も3か月以上継続して現在の事業所に就労している

研修終了

対象

◇これから市内介護事業所に就労を予定している方

1年以内

3か月以上

研修終了

就労開始

対象

条件1: 研修終了後1年以内に現在の事業所で就労を開始している

条件2: 研修終了後も3か月以上継続して現在の事業所に就労している

お待ちしております



市 HP はこちら

お問い合わせ

袖ヶ浦市高齢者支援課 管理班

TEL : 0438-62-3158

MAIL : sode14@city.sodegaura.chiba.jp